

平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等） 新旧対照表案

改正案		改正前	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>		<p>一 「同上」</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
「一〇七 略」		「一〇七 同上」	
八 電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備及び同項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（以下「五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(3) 「略」</p>	<p>八 電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備及び同項第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局（以下「五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの</p> <p>(3) 「同上」</p>
「九〇三 略」		「九〇三 同上」	
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>		<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
「一〇五 略」		「一〇五 同上」	
六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備	<p>(1) (3) 「略」</p> <p>(4) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ 「略」</p>	<p>六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備</p>	<p>(1) (3) 「同上」</p> <p>(4) 二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えた周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</p> <p>ア・イ 「同上」</p>

	(5) [略]		(5) [同上]
[七～十一 略]		[七～十一 同上]	
[三～五 略]		[三～五 同上]	